

あおかた商店街共通商品券および駐車チケットの払戻しに関するお知らせ

資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記の通り、あおかた商店街『共通商品券』・『駐車チケット』の払戻しを行いますので、払戻しの申出期間内にお申出下さい。

■ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

青方商工業協同組合

■ 払戻し対象の前払式支払手段の種類

共通商品券 500円、1,000円・駐車チケット

■ 払戻しの申出期間

令和2年12月1日（火）～令和3年3月1日（月） 土、日、祝日を除く営業日

※当該期間に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

■ 払戻しの方法

申出の方法：営業時間内（9時～17時）に、当組合に商品券の現物を持参する。

払戻しの方法：申出と同時に商品券現物の確認を行い、額面金額を現金で交付する。（先着順全額払）

■ 払戻しに関するお問い合わせ先

青方商工業協同組合

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 2303 番地 電話 0959-52-2124